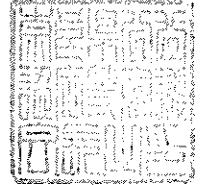


(資料3)

第 14 号
令和5年5月23日

奈良県知事 山下 真 殿

奈良県公益認定等審議会
会長 吉岡 祥充



勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第54条において読み替えて準用する公益法人認定法第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A001263
- (2) 法人の名称：公益社団法人樞原経済倶楽部
- (3) 代表者の氏名：佐藤 進
- (4) 主たる事務所の所在場所：奈良県樞原市久米町652番地の2

2 勧告の内容

公益社団法人樞原経済倶楽部（以下「当該法人」という。）については、下記3に記載するとおり、公益法人認定法第29条第2項第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由が認められる。

したがって、以下の措置を講じるよう、当該法人に対し、公益法人認定法第28条第1項の規定による勧告をすること。

- (1) 当該法人において、役員（理事及び監事）の多くが樞原商工会議所の役員（会頭、副会頭、専務理事、常議員及び監事）を兼職し、公益法人認定法第5条第1項第11号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）第5条第1項第1号の規定（以下「役員の3分の1規定」という。）に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと、役員の3分の1規定に違反している事実を認識した後も公益法人認定法第59条第2項において読み替えて準

用する公益法人認定法第27条第1項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）の際に不正確な内容の兼職届（役員就任予定者の兼職状況が確認できる書類のことをいう。以下同じ。）を提示していたこと並びに役員の3分の1規定に違反している事実を認識した後も役員の3分の1規定に適合しているものとして公益法人認定法第13条第1項第4号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第11条第2項第1号に規定する役員の変更の届出（以下「変更届」という。）を行政庁に提出していたこと（以下「役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等」という。）について、外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し事実関係を再調査の上、当該委員会の意見を踏まえ、下記①及び②を含め徹底した原因究明を行うとともに、再発防止策を策定すること。

- ① 役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等について、その責任の所在を明確にすること。
- ② ①により、役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等について責任を有するとされた者に対して、その責任の所在に応じた適切な措置を講ずること。その際、理事会においても、十分な検討を行うこと。

(2) 下記①から⑥までを含め、公益法人としてのガバナンスの確保に取り組むこと。

- ① 役員の職務権限規程を整備するなど、業務執行における意思決定プロセスの明確化を図るとともに、理事が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第64条及び民法（明治29年法律第89号）第644条の規定による善管注意義務、法人法第83条の規定による忠実義務等の法律上の義務を適正に果たすことができる体制や仕組みを構築すること。
- ② 役員の職務権限規程や監査規程を整備したり、専門的な知見を有する監査補助者を設置するなど、監事が上記①の善管注意義務、忠実義務等の法律上の義務を適正に果たすとともに、法人法第99条第1項の規定による理事の職務執行の監査等の法律上の権限を適正に行使することができる体制や仕組みを構築すること。
- ③ 役員の職務権限規程を整備するなど、業務執行における意思決定プロセスの明確化を図るとともに、理事会が法人法第90条第2項第2号の規定による理事の職務執行の監督等の法律上の権限を適正に行使することができる体制や仕組みを構築すること。
- ④ コンプライアンス規程を整備したり、役員及び職員（以下「役職員」という。）に対するコンプライアンス研修を実施するなど、役職員における法令遵守を徹底すること。
- ⑤ 事務局の事務執行を適正に監督できる体制を構築すること。なお、その際には、



外部人材の登用や事務局に常駐する理事（常勤理事）の設置等も検討されたい。

⑥ 事務決裁規程を整備するなど、事務局における事務執行の適正化を図ること。

(3) 令和5年8月31日（木）までに、上記（1）及び（2）について必要な措置を講じた上で、その内容を行政庁に報告すること。

なお、報告に当たっては、理事会で検討し、機関決定の上、当該理事会の議事録を添付すること。

3 理由

令和4年8月30日に当該法人に対して、立入検査を実施したところ、役員の3分の1規定に違反していることが判明した。このことを受け、役員の就退任に関する書類、理事会及び社員総会の議事録等の関係書類を調査するため、令和4年11月17日及び同月21日に追加の立入検査を実施し、その後、さらなる事実関係を把握するため、令和4年12月20日付け、令和5年2月6日付け、令和5年2月10日付け及び令和5年3月15日付けで公益法人認定法第59条第2項において読み替えて準用する公益法人認定法第27条第1項の規定に基づく報告要求（以下「報告要求」という。）を実施した。

その結果、以下のような事実が明らかとなった。

(判明した主な事実)

(1) 役員の3分の1規定への長期間にわたる違反及び違反認識後の不適切な対応

① 当該法人が平成22年12月20日付けで行った一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条に規定する認定の申請（以下「移行認定申請」という。）の日以降、当該法人の役職員は、役員の3分の1規定の意味を、同一企業、国、地方公共団体の関係者が役員総数の3分の1を超えていなければいいと判断し、それらに該当しない樫原商工会議所の役員には役員の3分の1規定が適用されないと誤認していた。

なお、誤認に至った経緯については当該法人の当時の担当職員が退職しており連絡がつかないこと等から明確にはされなかったが、移行認定申請の際、行政庁との打合せにおいて役員の3分の1規定について特に話題に上ったり指導を受けたりした記憶や記録もないことから、役員の3分の1規定について問題があるという認識はなかったとのことである。また、当該法人が移行認定申請の手続を依頼した行政書士も、役員の3分の1規定の内容は説明したが、当該法人の役員と樫原商工会議所の役員の兼職状況についての認識はなかったとのことであった。

一方、行政庁が当時の記録を確認し、及び当時の職員に聞き取りを行ったところ、移行認定申請の際の当該法人との打合せにおいて、当該法人の役員と榎原商工会議所の役員の兼職状況について当該法人から説明があった事実は確認できず、行政庁は、当時、当該法人が役員 $\frac{3}{10}$ 規定の要件を充足していないことを知り得なかったと推察される。

- ② 移行認定申請の際、当該法人は、役員 $\frac{3}{10}$ 規定に適合していないにもかかわらず、当該規定に適合していることを確認した旨の書類（以下「確認書」という。）を添付の上、移行認定申請に係る書類（以下「申請書類」という。）を行政庁に提出していた。
- ③ 移行認定申請の際、当該法人は、公益社団法人へ移行すること及びそのために定款を変更することについては理事会及び社員総会で決議を取っていたが、申請書類における一つ一つの文書についての意思決定は行っていなかった。
- ④ 当該法人においては、公益社団法人に移行した平成23年4月1日から令和5年2月9日までの長期間にわたり、役員 $\frac{3}{10}$ 規定に違反した状態が継続していた。
- ⑤ 当該法人の会長（代表理事）、副会長、事務局長らは、平成29年2月23日の立入検査において役員 $\frac{3}{10}$ 規定の書面（兼職届）での確認を指導された後に開催した平成29年3月の正副会長会議（会長（代表理事）、副会長、事務局長らで構成。以下同じ。）の際には、役員 $\frac{3}{10}$ 規定に違反している可能性を認識した。また、平成31年3月の正副会長会議の際には、会長（代表理事）の命により事務局長が榎原商工会議所役員との兼職状況の一覧表を作成し、これにより当該規定に違反していることを正確に認識した。それにもかかわらず、速やかに、当該規定に違反していることを行政庁に報告せず、また、当該法人の理事会に報告し違反状態の是正に着手することを行わなかった。なお、正副会長会議に出席していた会長（代表理事）、副会長及び事務局長は、平成29年3月当時と平成31年3月当時でそれぞれ同じ人物であり、当時の会長（代表理事）は、移行認定申請時から令和元年6月まで会長（代表理事）を務め、会長（代表理事）を退任後も現在に至るまで理事兼顧問として法人運営に関与している。
- ⑥ 当該法人の事務局が役員就任予定者から取得した兼職届の大半は、榎原商工会議所役員と兼職している者であっても、そのことが記載されておらず、内容が不正確であった。
- ⑦ 当該法人の事務局は、兼職届の内容が正しいかどうかの確認を行っていなかった。
- ⑧ 令和2年2月13日及び令和4年8月30日の立入検査の際、当該立入検査に対応した当該法人の事務局長は、役員 $\frac{3}{10}$ 規定に違反しているこ



とを正確に認識していたにもかかわらず、検査員に対して、そのことを告げず、また、不正確な内容の兼職届を提示していた。

- ⑨ 変更届の際、当該法人は、役員 $\frac{3}{10}$ の規定に適合していないにもかかわらず、確認書を添付の上、変更届に係る書類（以下「届出書類」という。）を行政庁に提出していた。とりわけ、令和元年7月16日付け及び令和3年7月21日付けの変更届については、提出時点で役員 $\frac{3}{10}$ の規定に違反していることを正確に認識していたにもかかわらず、確認書を添付の上、届出書類を提出していた。
- ⑩ 変更届の際、届出書類については、当該法人の事務局で書類を準備し提出しており、提出に当たり法人としての意思決定は行っていなかった。

（2）法人運営上の問題点

- ① 当該法人は、法人運営に関する内部規程として、理事会運営規程及び事務決裁規程を整備していない。
- ② 令和4年12月23日に当該法人が開催した理事会の議事録には、当該理事会の議案の一つである榎原市長の退席を求める動議に関することが記載されていない。

（3）その他

- ① 当該法人は、報告要求に対する報告書を作成するに当たり、公益認定法検討委員会（後にコンプライアンス委員会に改組）を設置し、当該委員会が報告すべき内容について調査を行ったが、当該委員会は、調査した内容についての報告書を作成していない。
- ② 当該法人のコンプライアンス委員会の委員長（公益認定法検討委員会においては、委員）には、業務遂行に責任のある立場にある当該法人の理事兼顧問であり、かつ、移行認定申請当時から令和元年6月まで当該法人の会長（代表理事）を務めていた者が就任している。
- ③ 令和5年1月19日に当該法人が開催した理事会における第1号議案（奈良県公益認定等審議会への運営組織及び事業活動の状況に関する報告書の提出の件）については、報告書の内容が再度の報告要求でさらなる確認が必要なものであったにもかかわらず、当該理事会の議事録を見る限り、役員は質問すら行わず、役員 $\frac{3}{10}$ の誰からも特に意見は出ることなく承認可決されている。

上記の判明した主な事実（1）①から③までより、当該法人が役員 $\frac{3}{10}$ 規定への違反を公益法人への移行認定申請の際に認識していたとは認定できず、公益法人認定法第29条第1項第2号の偽りその他不正の手段により公益認定を受けたもの

とまでは言えない。

しかし、上記(1)④から⑩までの事実によれば、平成29年3月当時及び平成31年3月当時の会長(代表理事)、副会長、事務局長らは、平成29年3月には役員3分の1規定に違反している可能性を認識し、さらに、平成31年3月には違反を確定的に認識したにもかかわらず、速やかに、その事実を行政庁に報告せず、また、当該法人の理事会に報告し違反状態の是正にも着手しなかったものであり、当該法人において、法人運営上の問題点に対する自浄作用が適正に働いていないことは看過できない問題である。

そして、上記(1)⑧の立入検査並びに⑨及び⑩の変更届における法人側の対応は適正とは言えず、公益法人に求められる適正な業務遂行が著しく損なわれていると言わざるを得ない。

さらに、当該法人においては、法人運営に関する内部規程として事務決裁規程が整備されていないことが、移行認定申請や変更届の際に法人としての意思決定が行われていなかったことの原因の一つと考えられ、また、上記(3)より、以下のことが言える。

- ・ 当該法人の公益認定法検討委員会は、調査した内容についての報告書を作成していないことから、当該委員会が具体的にどのような調査を行ったのかが不明確である。
- ・ 当該法人のコンプライアンス委員会の委員長には、当該法人の理事兼顧問であり、かつ、移行認定申請当時から令和元年6月まで当該法人の会長(代表理事)を務めていた者が就任していることから、公正中立なる外部の第三者による十分な調査が行われたとは認め難い。
- ・ 令和5年1月19日に当該法人が開催した理事会における第1号議案については、役員は質問すら行わず、役員の誰からも特に意見は出ることなく承認可決されていることから、少なくとも令和5年1月19日の理事会の時点では、長期間にわたり役員3分の1規定に違反していたことの重大さを役員一人一人が十分に認識していたとは言い難い。

以上の内容を踏まえると、当該法人においては、役員及び理事会が法人法及び民法に規定されている義務を履行せず、公益法人としてのガバナンスが適正に機能していないと言えることから、公益法人認定法第29条第2項第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるものとして、当該法人に対して、公益法人認定法第28条第1項の規定に基づき、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

なお、既に当該法人からは、役員3分の1規定に違反する状況が解消されたとの報告が令和5年4月7日付けでなされている。このことは、当然のことであるものの、

役員の3分の1規定への違反状態が是正されたという意味では肯定的に評価できる。しかしながら、現時点で是正されているとしても、そのことによって、当該違反状態が生み出され、かつ、長期間是正されてこなかったことなど、ガバナンスの在り方に関する問題が解消されるものでないことは、既に指摘した事実関係からも明らかである。

内閣府に置かれている公益認定等委員会^(※)も声明「公益法人の自己規律について」(平成25年7月23日)において、全ての公益法人に以下のような呼びかけを行っている。

- ・ 公益法人には、社会的存在としての責務を自覚し、独善に陥らないよう省みて現実を直視し自らを厳しく律していくこと、開かれた透明性の高い業務運営を行うことが求められている。
- ・ 公益法人のガバナンスの確立に関し、団体内の「仲間意識」などが不祥事につながっており、これを打破するためには、団体の組織に外部の第三者を加えていく必要がある。
- ・ 公益法人はいずれも国民からの信頼を得て初めて成り立つ存在であり、外部の声に耳を傾け、これを踏まえて適正な運営を行っていかねばならない。
- ・ とりわけ不祥事案が発生した法人や、業務の性質上不祥事案の発生の高リスクの法人については、法人としての健全な運営を回復し、確保する観点から、法人の理事会や監事、評議員会等の機関に外部の人材を登用するなど、より積極的に外部の視点を導入していくことが、極めて重要である。

当該法人の役職員は、この声明の趣旨に十分留意し、税制上の優遇措置を受ける公益法人としての自覚のもと、法令に沿った厳正な法人運営に取り組むことが求められる。

(※) 公益認定等委員会

- … 公益法人の認定等を判断するため、公益法人認定法に基づき内閣府に設置された機関のこと。